名古屋市
若年性認知症ハンドブック
「なごやの手帳」

名古屋市認知症相談支援センター

令和８年９月改訂版

はじめに

若年性認知症について

若年性認知症は64歳以下で発症する認知症で、全国に約35,000人（2020年8月）、市内に**約７００～８００人**の若年性認知症の人がみえると言われています。その原因となる病気は、脳梗塞などの脳血管の疾患、アルツハイマー病など、高齢者の認知症と変わりはありません。しかし発症年齢が若いことで、**高齢者とは違った課題をかかえています**。

【若年性認知症の人や家族が直面する社会的な課題】

相談先がない	多様な課題に直面するが、総合的な相談が可能な窓口がない。
医療面の課題	うつ病などのほかの病気との区別が難しく、適切な治療の開始が遅れる。
経済面の課題	医療費の増大、休職・退職による収入減などで経済的不安を抱える。
社会参加の継続	退職などで社会参加の機会が失われる。制度のはざまで、日中の活動場所が見つかりづらく、本人・家族が孤立しがちになる。
家族への影響	主な介護者は配偶者で負担が集中する。未成年の子どもがいたり、親の介護が重なるなど、家族への影響が大きい。

上記のようなさまざまな課題に対応していくために、名古屋市では平成25年10月より若年性認知症相談支援事業を開始しました。事業の中心となるのは**個別支援**と**本人・家族交流会**（19ページ）です。本人・家族とのかかわりの中で、本人・家族が感じたこと、病院や窓口で実際に困ったことなどを聴き取ることができました。この「なごやの手帳」では、そういった**本人・家族の思い**に着目し、どのような支援が考えられるのかをわかりやすくまとめました。

もっと詳しく知りたい

本冊子では、各場面での支援や利用が考えられる制度について、名古屋市での相談窓口などを紹介しています。制度などについて、詳しく知りたい場合には、関連するウェブサイトを紹介していますので、参考にしてください。

また、病気や日頃の生活や介護の工夫、利用が考えられる制度などについては、認知症介護研究・研修大府センターが発行する**若年性認知症ハンドブック**や**若年性認知症支援ガイドブック**も参考になります。下記ウェブサイトからダウンロードができます。

- 若年性認知症コールセンターウェブサイト（http://y-ninchisyotel.net/）

若年性認知症支援コーディネーターについて

若年性認知症支援コーディネーターとは、若年性認知症の人や家族を個々のニーズにあった制度や関係機関、サービス担当者などに適切につないでいく調整役です。

自分らしい生活を継続できるよう、本人の状態に応じたコーディネートを行い、生活圏域において本人の意思を尊重した前向きなサポートを受けられるチームを作ります。

ケアマネジャーや相談支援専門員などにマネジメントの主体が移った後は、必要に応じて本人や家族、専門職等からの問い合わせに適宜応じています。

認知症が疑われる時期から相談が可能で、名古屋市では名古屋市認知症相談支援センターに配置されています。

個別支援以外にも、都道府県・指定都市の中で支援がスムーズにいくよう専門職の連携体制を構築したり、市民等への若年性認知症の正しい知識の普及・啓発も行っています。

若年性認知症支援コーディネーターの思い

【希望のリレー】

日本認知症本人ワーキンググループ(http://www.jdwg.org/)では、「認知症とともに生きる希望宣言」を表明しています。“一度きりしかない自分の人生をあきらめずに、希望を持って自分らしく暮らし続けたい。”そんな当たり前のことが当たり前に実現できる地域社会をつくっていくために、一足先に認知症になった本人が自身の生き方を語り始めているのです。

本人の語りをもとに、立場や職種を超えて共に考え語り合うことで、それぞれの地域で「希望をもって共に生きる」ための地域づくりが広がります。名古屋市においても、本人が自分の思いを語ることのできる場をもつこと、そしてその言葉を大切に伝えていくことで、これから認知症になる私たちが“希望”のバトンを受け取れる地域社会を築いていきたいと思います。

もくじ

はじめに …… 1

今後の見通し …… 5

Part 1 ● 気づきの頃

電話相談窓口 …… 7

かかりつけ医に相談 …… 7

Part 2 ● 受診・診断

名古屋市内の認知症疾患医療センター …… 8

専門医等の情報 …… 9

医療関係者はパートナー …… 9

認知症とうつ病（状態）との違い …… 10

Part 3 ● 診断直後

診断後の相談先 …… 11

家族支援 …… 12

利用が考えられる医療費補助制度 …… 13

精神障害者保健福祉手帳 …… 14

仕事を継続する …… 15

Part 4 ● 休職・退職（経済的支援など）

傷病手当金 …… 16
退職後の諸手続き …… 17
職業訓練・再就職の支援について …… 17
障害年金 …… 18

Part 5 ● 社会参加の場

若年性認知症本人・家族交流会 …… 19
日中に活動する場所 …… 21
趣味や習いごと、ボランティア活動など …… 22
運転について …… 22
事例 …… 23

Part 6 ● 状態の変化

行動・心理症状（ＢＰＳＤ）の出現 …… 26
認知症以外の身体合併症の悪化 …… 26
介護について …… 27
状態に応じて利用できる制度など …… 28
権利擁護について …… 29

制度・窓口一覧 …… 30

いきいき支援センター（地域包括支援センター）一覧 …… 31

今後の見通し

認知症の原因となる病気の多くは進行性です。若年性認知症と診断を受けた本人・家族にとって**「これからどうなるの？」**という**先の見通しがたたないことへの不安**はとても大きなものです。そのため**「今後の見通し」**や**「いつ、どこで、どのような支援があるのか」**といった情報がとても重要になります。

次の図は認知症を疑った段階から退職後までの、生活状態ごとの活用できるサービスや社会制度の流れが書かれています。もちろんすべての人にあてはまるものではありませんが、ひとつの参考にしてください。

活用できるサービスや社会制度の流れ

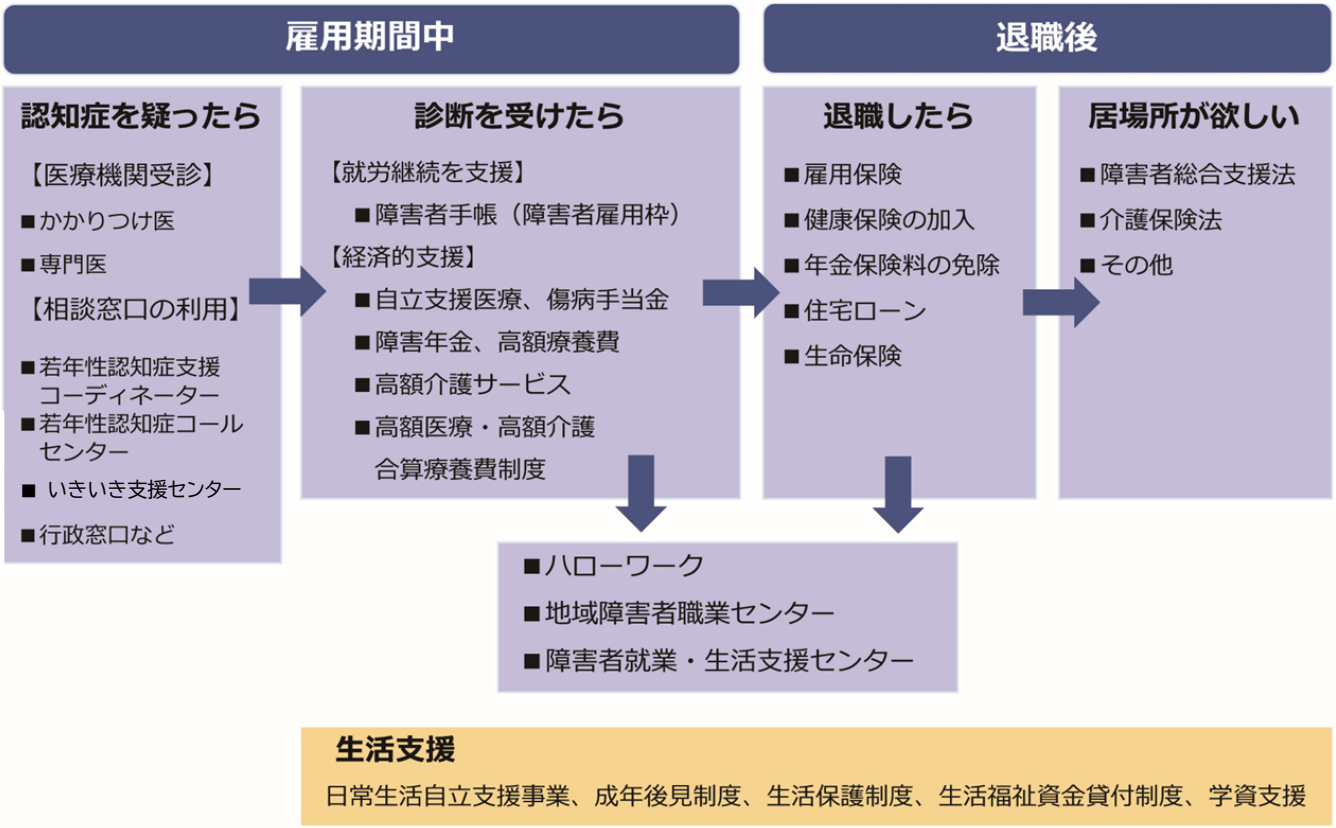

引用：若年性認知症支援コーディネーターのための企業等を対象とした若年性認知症の理解促進に向けた研修会テキスト
認知症介護研究・研修大府センター

若年性認知症の人の就労・社会参加

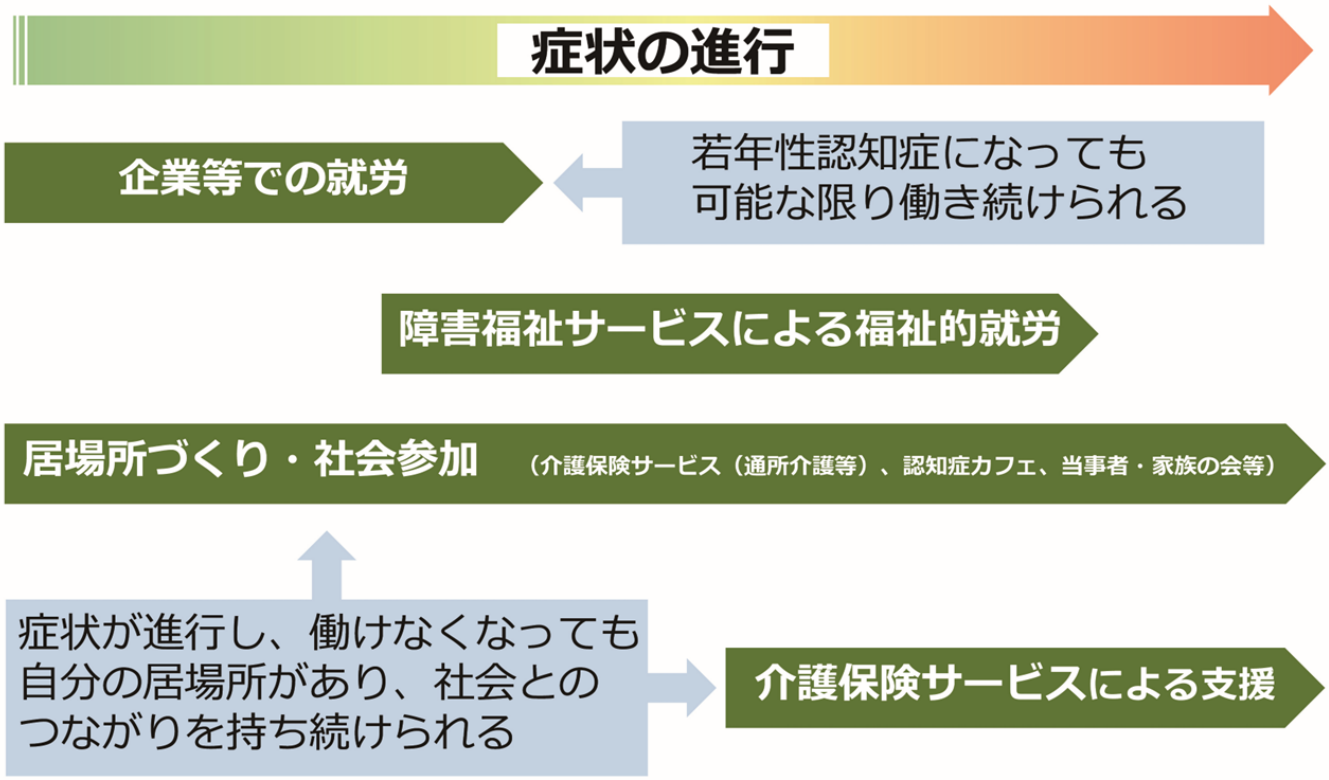

引用：若年性認知症支援コーディネーターのための企業等を対象とした若年性認知症の理解促進に向けた研修会テキスト
認知症介護研究・研修大府センター

認知症になっても、すぐに何もかもができなくなるわけではありません。環境が整うことで、可能な限り働き続けられます。しかし、個人差はありますが認知症は進行性の病気です。

症状の進行により働けなくなっても、その後の人生は続きます。そのため、職場や家庭以外の本人の居場所や社会参加の機会が得られる環境についても考えていく必要があります。

退職後、家庭以外の本人の居場所や社会参加の機会が得られる環境には、障害福祉サービスによる福祉的就労（21ページ）や介護保険サービス（21、27ページ）、趣味や習いごと・ボランティア活動（22ページ）、本人・家族交流会（12、19ページ）などが考えられます。

これらを活用すれば、認知症の症状が進行して働けなくなっても、自分の居場所があり、社会とのつながりを持ち続けられることになります。

part 1 気づきの頃

本人・家族の思い（気づき）

- ◆ 考えがまとまらずイライラする。
- ◆ もの忘れが気になる。
- ◆ 性格が変わったように感じる。
- ◆ 趣味をしなくなった。
- ◆ 仕事の段取りが悪くなった。

気づきの段階では、**「どこに相談すればよいか」がわからない**ことが多くあります。気軽に相談ができる**電話相談窓口**や、普段からかかっている**かかりつけ医**、職場の産業医などへの相談が考えられます。

電話相談窓口

【名古屋市認知症相談支援センター】

名古屋市認知症相談支援センターでは**若年性認知症支援コーディネーター**を配置し、若年性認知症の人やその家族の相談に対応しています。若年性認知症コーディネーターは、本人と家族が望む、自分らしい生活が続けられるよう、前向きに歩むことができるチームづくりを行います。

電　　話	**052-734-7079**	F　A　X	052-734-7199
住　　所	名古屋市昭和区阿由知通3-19 昭和区役所6階		
相 談 受 付	月～金　9時～17時（祝日・年末年始をのぞく）		

【若年性認知症コールセンター】（認知症介護研究・研修大府センター）

電　　話	**0800-100-2707**
相 談 受 付	月・火・木・金・土　10 時～15 時 水のみ　10 時～19 時（祝日・年末年始をのぞく）相談・通話ともに無料

Point

- 電話相談窓口は気軽に相談ができ、次にどんなところに相談に行けばいいのか、どこに受診すればいいのかなど、**“次のステップ”を示してくれます**。
- 生活の工夫や介護の仕方などを相談したり、匿名で相談ができるため、日頃の悩みや身近な人にはなかなか言えない**“本音を言える窓口”**でもあります。

かかりつけ医に相談

普段からかかっている**かかりつけ医**がいれば、その医師に相談しましょう。また、職場の**産業医**や産業保健師、健康相談室等があれば相談してみるのもよいでしょう。

かかりつけ医がない場合には、いきいき支援センター（12ページ）が実施する家族支援事業の「**医師（もの忘れ相談医）の専門相談**」（月1回、要予約）を利用することもひとつの方法です。

Point

- かかりつけ医等に相談する場合には、あらかじめ**心配ごとや気づいたことをメモにしておき**、相談するとよいでしょう。

part 2

受診・診断

本人・家族の思い

◆ どこに受診すればいいの？
◆ いろいろな病院にかかったが、診断がつかない・・・

気になる症状があっても、**「どこに受診をすればよいか」がわからない**ということがあります。また、若年性認知症の特徴として、うつ病など**他の病気との区別が難しい**場合もあります（10ページ）。そのため、**認知症疾患医療センター**など認知症に詳しい専門医療機関への受診をおすすめします。

名古屋市内の認知症疾患医療センター

名古屋市内には「認知症疾患医療センター」として9病院が指定されています。

大隈病院	名鉄病院	偕行会城西病院	まつかげシニアホスピタル	あいせい紀年病院
052-991-2128	**052-551-2802**	**052-485-3737**	**052-352-4165**	**052-821-7703**
月～金　8時半～17時 土　8時半～12時半 （祝休日・年末年始をのぞく）	月～金　9時～17時 （祝休日・年末年始をのぞく）	月～金　9時～17時 （祝休日・年末年始をのぞく）	月～金　8時半～16時半 土　8時半～11時半 （祝休日・年末年始をのぞく）	月～金　9時～17時 （祝休日・年末年始をのぞく）
北区大曽根二丁目９番34号	西区栄生二丁目26-11	中村区北畑町4丁目1番地	中川区打出二丁目347	南区曽池町4-28

もりやま総合心療病院	相生山ほのぼのメモリークリニック	藤が丘さくらなみきクリニック	八事病院
052-795-3560	**052-896-0088**	**052-769-1511**	**052-832-2181**
月～金　9時～16時 土　9時～12時 （祝休日・年末年始をのぞく）	月～土　9時～13時 月火木金 16時～19時 （祝休日・年末年始、臨時休診をのぞく）	月～水、金、土 9時～13時/16時～19時 （祝休日、年末年始、臨時休診をのぞく）	月～金　8時半～16時半 （祝休日・年末年始をのぞく）
守山区町北11-50	緑区相川2丁目105	名東区藤見が丘25-2 藤が丘メディカルステーション2F	天白区塩釜口一丁目403

- **かかりつけ医**がいる場合には、まずはかかりつけ医に相談しましょう。かかりつけ医の**紹介状**があると専門医療機関への受診もスムーズになります。
- 上記の電話番号は認知症疾患医療センターの**相談室**の番号です。まずは相談室に電話をして、相談や受診の予約をしましょう。
- 受診の際には、最初に気付いた症状やこれまでの経過、他の疾患の有無、服用している薬の内容など、あらかじめメモなどにしておきましょう。
- 検査としては、原因疾患などを調べるために、内科的診察や血液検査、質問形式の心理検査や必要に応じて画像検査（CTやMRIなど）などが行われます。
- 認知症疾患医療センターでは、認知症の相談や鑑別診断のほかに、行動・心理症状（ＢＰＳＤ）や身体合併症の悪化といった状況（26ページ）にも対応しています。
- 認知症疾患医療センターについて、詳しくは名古屋市公式ウェブサイトをご覧ください。
（http://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000043505.html）

参考｜愛知県内の認知症疾患医療センター

済衆館病院	0568-21-0811	北名古屋市鹿田西村前111
七宝病院	052-443-7900	あま市七宝町下田矢倉下1432
愛知医科大学病院	0561-61-1878	長久手市岩作雁又1-1
上林記念病院	0586-80-8261	一宮市奥町字下口西89-1
あさひが丘ホスピタル	0568-88-0959	春日井市神屋町字地福1295-31
布袋病院	0587-55-7251	江南市五明町天王45
国立長寿医療研究センター	0562-87-0827	大府市森岡町7-430
トヨタ記念病院	0565-24-7070	豊田市平和町1-1
岡崎市民病院	0564-66-7474	岡崎市高隆寺町字五所合3-1
八千代病院	0566-33-5556	安城市住吉町2-2-7
松崎病院 豊橋こころのケアセンター	0532-45-1372	豊橋市三本木町字元三本木20-1
可知記念病院	0532-26-1101	豊橋市南大清水町字富士見456

専門医等の情報

認知症疾患医療センターのほか、**もの忘れ外来**のある病院や**神経内科**、**精神科**などへの受診が考えられます。認知症専門医等の情報は下記ウェブサイトを参考にするか、**名古屋市認知症コールセンター**（☎052-734-7089）にお問合せください。

- 日本認知症学会（https://dementia-japan.org/doctors/）
- 日本老年精神医学会（https://world-pl.com/rounen/A_sennmonni/r-A.htm）

医療関係者はパートナー

認知症の原因となる病気の多くは進行性です。病気のことや今後の生活を考える上で、医師をはじめとした医療関係者は**大切なパートナー**です。**かかりつけ医**や**認知症疾患医療センターの医師、看護師や医療ソーシャルワーカー**など、普段の本人の状態を知っている医療関係者には、服薬などの医療面の相談はもちろん、仕事や介護などの生活面での相談にものってもらえます。

また、障害者手帳（14ページ）や障害年金（18ページ）の申請には医師の診断書、介護保険サービスを利用するための要介護・要支援認定（21,27ページ）の申請には医師の意見書が必要になりますので、**信頼できる医療関係者と相談ができる関係を作っておく**ことがとても大切です。

Point

- 診断後の定期受診は、かかりつけ医が中心になることが多いと思います。近くに相談ができる医師がいるのは心強いものです。
- 本人の状態に変化（行動・心理症状（BPSD）の出現や認知症以外の身体合併症疾患が悪化した場合→26ページ）があった際には、かかりつけ医から総合病院や精神科病院等に紹介してもらうなど、かかりつけ医は医療面での連携の中心的役割を担っています。

認知症とうつ病（状態）との違い

うつ病やうつ状態は、高齢者に多くみられますが、働き盛りの世代にも多い疾患です。また、認知症とうつ状態が同じ人に現れたり、認知症と診断されたことによって、うつ的になったりもします。表のようにはっきりと区別できないこともあるので、心配なら、医療機関を受診するとよいでしょう。（若年性認知症支援ガイドブックより引用）

	うつ状態	認知症
発症	週～月単位で、何らかのきっかけがある	ゆっくりと発症し、特定しにくい
経過	発症後、症状は急速に進行し、日内・日差変動がある。	一般にゆっくりで、変動が少なく、進行性
記憶障害	記憶障害を強く訴える 考えてもわからないと言う 最近の記憶も昔の記憶も同様に障害	記憶障害を否認するが、他覚的にはみられる 考えようとしない 最近の記憶が障害される
答え人	質問に「わからない」と答える	誤った答え、作話をしたり、つじつまを合わせようとする
自己評価	自分の能力低下を嘆く	自分の能力低下を隠す
思考内容	自罰的、自分を責める	他罰的、他人のせいにする
身体症状	不眠、食欲低下など	あまり見られない
気分・感情	気分は日内変動する 悲哀・空虚感	怒りっぽい、感情と一致しない言動がある

（若年性認知症支援ガイドブックより引用）

ご家族インタビュー｜なかなか診断がつかず、病院をいくつもまわりました。

【50代の夫と暮らすAさんのお話】

夫の様子が変わったのは10年ほど前です。**最初は怒りっぽくなったと感じました。**次第に仕事を休んだり、**好きだったゴルフもしなくなった**りといったことがありました。

様子がおかしいと思い、近所の心療内科を受診したところ、**「うつ病」と診断**され、抗うつ剤などを飲んでいましたが、一向によくならず、次第にもの忘れの症状も出始めました。

脳ドックでMRI検査も受けましたが、**脳の萎縮などはほとんど見られず、**「異常なし」と診断されました。それから**いくつも病院をまわりましたが、「異常ありません」と言われ、原因がわからず、途方に暮れました。**

近所の道がわからなくなったり、ひとりで着替えをすることが難しくなったりしてきたころに、総合病院の神経内科で、やっと「若年性アルツハイマー病」と診断がつきました。**夫の変化に気づいてから、8年以上が経っていました。**

診断がついてからは、定期的な受診もできていますし、交流会にも参加できました。現在は要介護の認定を受け、週に3回**認知症対応型デイサービス**（21ページ）を利用しています。

＊プライバシー保護のため、内容は変更しています。

part 3

診断直後

本人・家族の思い

◆ これからどうなるの？
◆ どこに相談すればいいの？
◆ 情報がほしい！

診断直後は本人・家族にとって、もっとも**気持ちの動揺、混乱の大きい時期**です。また**情報がほしい時期**でもあります。**名古屋市認知症相談支援センター**や**いきいき支援センター**などの相談支援機関や診断を受けた**病院の医療相談室**に相談しましょう。

診断後の相談先

名古屋市認知症コールセンター （名古屋市認知症相談支援センター）	**愛知県認知症電話相談** （認知症の人と家族の会愛知県支部）
052-734-7089	**0562-31-1911**
月・水・木・金 10 時～16 時 火のみ 14 時～20 時 （祝日・年末年始をのぞく）	月～金 10 時～16 時 （祝日・年末年始をのぞく）
相談無料 通話料がかかります	相談無料 通話料がかかります

【いきいき支援センター（地域包括支援センター）】

名古屋市では、いきいき支援センターが認知症総合相談窓口となっており、認知症に関するさまざまな相談に対応しています。相談には、主任介護支援専門員・社会福祉士・保健師などの職員が、専門知識を生かしながら、互いに連携してチームで対応しています。また、介護保険サービスの利用についての相談にも応じています。（31ページに一覧を掲載）

事例｜気づき～受診･診断～休職、今後の見通し

【50代のAさん（男性）、会社員】

妻から、夫のAさんのことで**名古屋市認知症コールセンター**（11ページ）に相談がありました。毎日同じ服を着ている、仕事場で急に怒り出すなど、これまでと違った様子があるということで、認知症の疑いがあったため、受診をすすめました。かかりつけ医はいないとのことでしたので、コールセンターより**認知症疾患医療センター**（8ページ）と**若年性認知症支援コーディネーター**（2ページ）の情報提供を行い、受診につながりました。

後日妻より、アルツハイマー型認知症との診断がついたとコーディネーターに連絡がありましたので、訪問し、Aさんにお話をうかがうと、「これ以上仕事を続けるのは難しい」とのことでした。会社からは退職をすすめられているとのことでしたが、**傷病手当金**（16ページ）等について情報提供し、休職中に今後の生活について考えていくことになりました。

＊プライバシー保護のため、内容は変更しています。

家族支援

家族（特に配偶者）に負担が集中しやすいというのも若年性認知症の特徴のひとつです。**家族への支援は非常に重要**です。名古屋市認知症相談支援センターが毎月1回開催している**若年性認知症本人・家族交流会「あゆみの会」**（19ページ）や認知症の人と家族の会が行う交流会など、当事者同士の**情報交換、ピアサポート**の場に参加しましょう。

【認知症の人と家族の会】

認知症の人と家族の会愛知県支部（☎0562-33-7048）では、毎月第2土曜日に東海市で若年性認知症本人・家族サロン**「元気かい」**を行っています。また**「家族支援プログラム」**の開催、**「ケアラー手帳」**の発行、毎週火～土に名鉄尾張横須賀駅隣（まなぶん横須賀２階）で開催されている**「ケアラーズカフェ日向家」**をはじめ、**「男性介護者交流会（ジェントルマンの会）」「シングル介護者交流会」**など、家族介護者（=ケアラー）への支援を行っています。認知症の人と家族の会愛知県支部について、詳しくはウェブサイトをご覧ください。（http://hearttoheart.or.jp/）

あゆみの会での交流での様子

【いきいき支援センターが行う家族支援事業】

いきいき支援センターでは、家族支援事業として「家族教室」「家族サロン」「医師（もの忘れ相談医）の専門相談」といった事業を行っています。詳しくはお住まいの地域のいきいき支援センターにお問い合わせください（31ページ）。

【子どもへの支援】

若年性認知症の場合、子どもが未成年の場合もあります。今後の生活を考えると、**子どもにも病気の理解をしてもらう**ことが大切です。未成年の子どもへの病気の説明用の冊子として、ＮＰＯ法人若年認知症サポートセンター（☎03-5919-4186）発行の「あなたに伝えたい大切なこと」があります（有料）。**学校の先生**など子どもの生活にかかわる関係者にも、状況を理解しておいてもらうことも大切です。

また、経済面で**子どもの就学への影響**が考えられます。支援としては、日本政策金融公庫の教育ローンや日本学生支援機構の奨学金制度、社会福祉協議会の生活福祉資金などの利用が考えられます。詳しくは下記ウェブサイトをご覧ください。

- 日本政策金融公庫（https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html）
- 日本学生支援機構（https://www.jasso.go.jp/shogakukin/index.html）
- 名古屋市社会福祉協議会（https://nagoya-shakyo.jp/service/welfare-fund-loans/）

利用が考えられる医療費補助制度

【自立支援医療（精神通院医療）】

認知症を含む精神疾患の治療は長期にわたることが多いため、通院に限り医療費自己負担分の一部が補助（健康保険の加入が必要）される制度です。認知症と診断を受けた人が対象となります。

申請窓口	区役所福祉課、支所区民福祉課
自己負担額	自己負担額は、原則医療費の**1割負担**となります。所得の低い人、継続的に相当額の医療費負担が発生する人（高額治療継続）には負担の軽減措置があります。

Point

- 申請には、申請書や健康保険の情報がわかるもの（健康保険証、資格確認証、マイナンバーカードなど）、診断書などが必要となります。まずは病院の窓口や相談室に相談しましょう。
- 通院による精神疾患の治療にかかわる医療・調剤・訪問診療・精神科デイケア・訪問看護が対象となります（指定自立支援医療機関のみ）。
- 指定自立支援医療機関一覧（精神通院医療）はウェルネットなごやウェブサイトで確認できます。（http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/service/independence/specification/seishintsuin.html）
- 自立支援医療（精神通院医療）について、詳しくは名古屋市公式ウェブサイトをご覧く(https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/shougaisha/1016579/1016586/1034136.html)

【高額療養費制度】

医療機関や薬局の窓口で支払った医療費の自己負担が、1か月に一定の額(自己負担限度額）を超えたときは、あとでその超えた額が高額療養費として支給されます。また、限度額適用認定証等を病院等の窓口に提示することで自己負担限度額まで(食事代・差額ベッド代などは含めません)の支払いとなります。

Point

- 自己負担の限度額は年齢や所得によって異なります。
- 複数の受診や、同じ世帯にいる他の方（同じ医療保険加入者に限ります）について、窓口でそれぞれお支払いいただいた自己負担額を１か月単位で合算する仕組みもあります。
- 限度額認定証の交付は区役所保険年金課（国民保険加入者）、勤務先の健康保険組合、協会けんぽにて申請してください。
- 高額療養費制度について、詳しくは名古屋市公式ウェブサイトをご覧ください。（http://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000007719.html）

精神障害者保健福祉手帳

認知症を含む精神疾患を有する人のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人に交付されます。手帳を取得することで、下記のような減免を受けられたり、各種障害者福祉制度等を利用することができます。※手帳の等級は、障害の程度により1級から3級の区分（下記参照）があり、等級によって受けられる減免等が異なる場合があります。

申請窓口	区役所福祉課、支所区民福祉課
各税法上の減免	所得税、相続税、市民税・県民税など
公共料金等の減免等	国民健康保険料・ＮＨＫ放送受信料などの減免、市立公共施設（市営プール、市営トレーニング室、東山動植物園、名古屋港水族館など）の無料入場など
公営交通料金の減免	市営交通機関、ゆとりーとライン及びあおなみ線全線の全区間を無料乗車できる福祉特別乗車券の交付など
住宅	障害者世帯向公営住宅入居募集（抽選）、市営住宅家賃・敷金の減額など

Point

- 手帳の申請には申請書や医師の診断書などが必要です。まずは上記の窓口や病院の相談室で相談しましょう。申請書・診断書等は区役所福祉課またはウェルねっとなごやウェブサイトからダウンロードできます。
- 新規申請の場合は、診断書の診断月日が**初診日から6ヶ月以上経過**している必要があります。初診日から6ヶ月が経過していない人は申請ができませんので、ご注意ください。
- 精神障害者保健福祉手帳について、詳しくはウェルねっとなごやウェブサイトをご覧ください。（http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/shiori/tetyou/seishin.html）
- 各種減免等の問合せ先や申込先などは、ウェルねっとなごやウェブサイトや区役所・保健所で配布している「障害者福祉のしおり」をご覧ください。（http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/shiori/index.html）
- 脳血管障害などで身体障害がある場合には、身体障害者手帳の申請をすることができます。（申請窓口：区役所福祉課、支所区民福祉課）

参考｜精神障害者保健福祉手帳の状態程度

等級	状態程度
1級	他人の援助を受けなければ、ほとんど自分の身の回りのことができない程度
2級	必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は困難な程度
3級	日常生活や社会生活に制限を受けるか、制限を加えることを必要とする程度

仕事を継続する

いったん退職してしまうと再就職するのは難しい場合が多いので、できれば今いる職場で続けて働くことを考えましょう。**上司**や**人事担当者**、**産業医**等と話し合い、**職場の理解**を得られるようにします。仕事の内容にもよりますが、配置転換をしたり、**障害者雇用枠で働き続ける**方法もあります。いずれにしても**早期診断がポイント**で、症状が軽度であれば、仕事を続けられる可能性があります。（若年性認知症支援ガイドブックより引用）

【障害者雇用率制度】

企業の障害者雇用の割合は、一定割合以上が必要となりました。現在就労中で障害者手帳（14ページ）を取得している場合は、会社に相談します。退職後、障害者雇用を希望する場合はハローワークに相談します（17ページ）。

Point

- 就労を継続するための支援としては、**治療と仕事の両立支援コーディネーター**や**職業カウンセラー**、**ジョブコーチによる支援**などが考えられます。**愛知産業保健総合支援センター**や**愛知障害者職業センター**、**障害者就労等の相談支援機関**に相談しましょう。
- 愛知産業保健総合支援センターについて、詳しくはウェブサイトをご覧ください。
（https://www.aichis.johas.go.jp/balance_support/index.html）
- 愛知障害者職業センターについて、詳しくはウェブサイトをご覧ください。
（https://www.jeed.go.jp/location/chiiki/aichi/）
- 障害者就労等の相談支援機関について、詳しくは名古屋市公式ウェブサイトをご覧ください。
（http://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000040367.html）

職場での支援

【50代のAさん（男性）、会社員】

Aさんは、電気関係のエンジニアとして働いていましたが、仕事上でパソコンの操作がわからなくなるといったことがあり、会社から受診をすすめられました。受診の結果、アルツハイマー型認知症と診断されました。

診断後会社の**上司や同僚と相談し、部署異動や仕事内容の変更などを行いました**。同僚のサポート体制もありましたが、どのようにサポートをすれば効果的なのか悩みもありました。そこで、Aさん、ご家族、**会社の上司と同僚、愛知障害者職業センター**（17ページ）、いきいき支援センターと名古屋市認知症相談支援センターで会議を開催し、今後のAさんのサポート体制について意見交換を行いました。

会議後、職業センターの職業カウンセラーによる職業能力評価を経て**ジョブコーチ支援**を開始しました。職業能力評価によってAさんの苦手になっていることとできることが明確になり、ジョブコーチからパソコン入力の工夫の仕方や同僚のサポートの仕方を助言する支援を行いました。

＊プライバシー保護のため、内容は変更しています。

part 4

休職・退職（経済的支援など）

本人・家族の思い

◆ 仕事を休んだら、無収入になってしまうの？
◆ 仕事をやめたらその後の生活はどうなるの？

病気の症状などから、仕事を休んだり、退職せざるをえないといった場合、特に**経済面の不安**が大きくなります。経済的な支援は、**今後の生活を支える大切な基盤**となります。利用が考えられる制度は複雑であるため、**若年性認知症支援コーディネーター**(11ページ）にご相談ください。

傷病手当金

一般就労中の人の場合、会社独自の休業補償制度のほか、傷病手当金の受給が考えられます。傷病手当金は、全国健康保険協会（協会けんぽ）や健康保険組合などに加入している本人（被保険者）が、若年性認知症などの病気や業務外のけがで仕事を休み、給料がもらえないときに、その間の生活保障をするための「現金給付制度」です。

請求窓口	全国健康保険協会（協会けんぽ）または健康保険組合など
手続き方法	傷病手当金請求書を上記窓口に提出します。休業の証明や医師の診断書等の書類も必要です。
支給額	標準報酬月額÷30×3分の2 [例]平均標準報酬月額30万円の場合、約20万円が支給されます。 10,000円÷30×3分の2＝6,666.6円 1日あたりの支給額は 6,667円
支給期間	病気やけがなどで3日連続で休んだ場合に、4日目以降支給。最長1年6ヶ月まで。

Point

- 国民健康保険加入者（自営業の人など）には傷病手当金はありません。
- 申請など実際の手続きの際には、上記の窓口や**会社の労務担当者**、**病院の相談室**などに相談しながらすすめたほうがよいでしょう。
- 資格喪失の日の前日（退職日）まで被保険者期間が継続して１年以上あり、退職日に、傷病手当金を受けているか、受けられる状態であれば、**退職後も引き続き傷病手当金を受けられます**。ただし、退職日に出勤すると継続受給できなくなってしまいますので、注意してください。
- 傷病手当金について、詳しくは全国健康保険協会ウェブサイトをご覧ください。
（https://www.kyoukaikenpo.or.jp/benefit/injury_and_sickness_allowance/index.html）

退職後の諸手続き

【健康保険】

①現在の保険を一定の条件で任意継続する（最長2年まで）

「任意継続被保険者」といって、保険料は全額自己負担（上限はある）となります。
退職して20日以内に手続きをする必要があります。（問合せ：協会けんぽ、健康保険組合など）
協会けんぽ愛知支部ウェブサイト（https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/aichi/）

②国民健康保険に切り替える

保険料は、年収や家族の人数によって異なります。
（問合せ：区役所保険年金課・支所区民福祉課）
※退職された場合、保険料の軽減や減免制度を利用できる場合があります。

③家族の健康保険に加入し、被扶養者になる

保険料の負担はありません。（問合せ：家族が勤務する会社）
＊医療機関にかかったときは、上記いずれの場合も、医療費は3割負担となります。

【雇用保険】

雇用保険に加入していた場合、会社を退職したあとに**失業給付**（基本手当）を受けるには、**ハローワーク**に「求職の申し込み」を行い、受給資格の決定を受けた後、「失業の認定」等を受ける必要があります。

病気などで職業に就くことができない場合は、失業給付（基本手当）は受けとることはできませんが、30日以上職業に就くことができなくなった日の翌日から起算して1か月以内に、ハローワークに受給期間延長の申請をすることにより、**失業給付の受給期間を最大3年間**加えることができます。

職業訓練・再就職の支援について

いったん退職し、再就職に向けた支援や職業訓練を受けることを検討したりする際には、ハローワークの障害者就労担当窓口や障害者就労等の相談支援機関、愛知障害者職業センターなどへの相談が考えられます。

Point

- ハローワークについて、詳しくはウェブサイトをご覧ください。
（https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-hellowork/）
- 障害者就労等の相談支援機関について、詳しくは名古屋市公式ウェブサイトをご覧ください。
（http://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000040367.html）
- 愛知障害者職業センターについて、詳しくはウェブサイトをご覧ください。
（https://www.jeed.go.jp/location/chiiki/aichi/）
- 一般就労が難しい場合でも、雇用契約を結んで最低賃金が保障される障害福祉サービス**就労継続支援Ａ型事業所**（21ページ）の利用や**簡単なアルバイト**（25ページ事例）をしたり、福祉的就労としての**就労継続支援B型事業所**（21ページ）なども考えられます。

障害年金

病気やけがで仕事を続けることが困難となった人や、その家族の生活を支えるための公的年金であり、公的年金（国民年金、厚生年金など）の受給資格があり、障害者となった場合は、障害年殷が申請できます。（若年性認知症ハンドブックより引用）

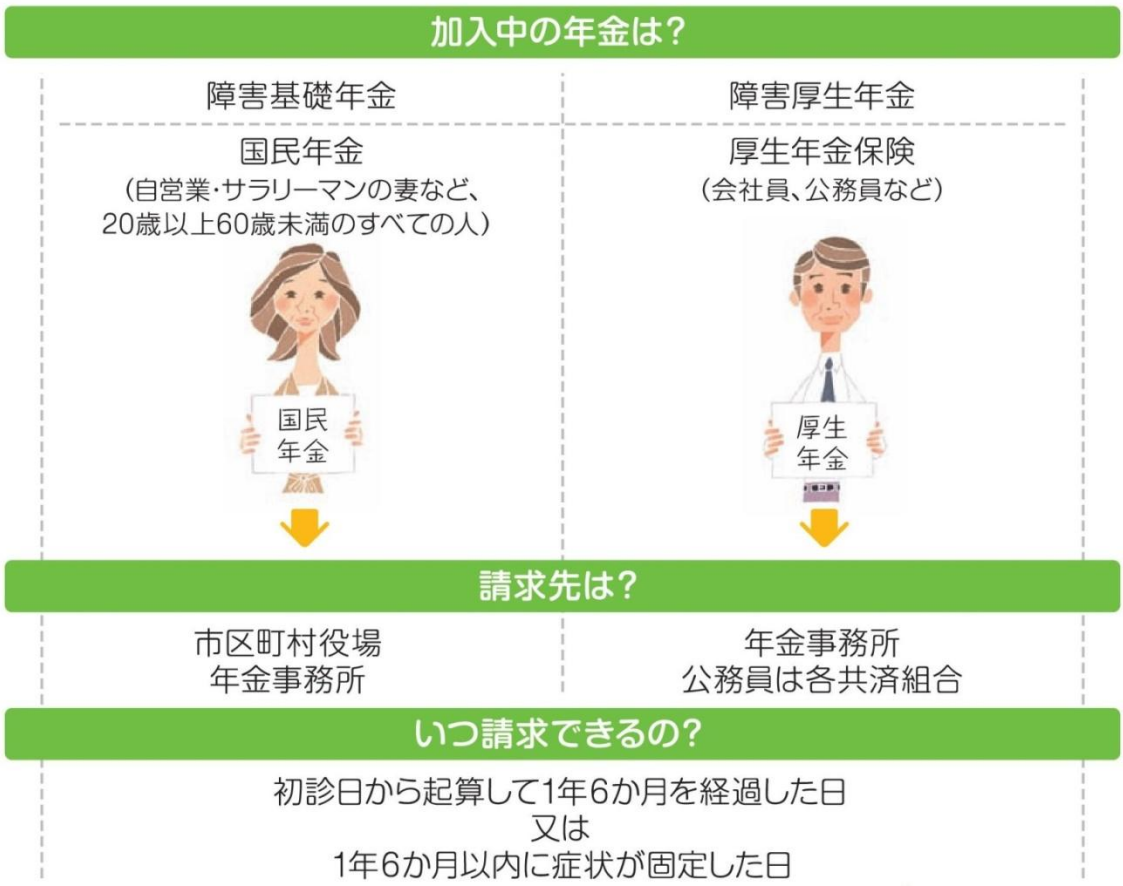

（若年性認知症ハンドブックより引用）

Point

- 障害年金の請求にあたっては、医師の診断書等の書類が必要です。まずは上記の窓口や**病院の相談室**に相談しましょう。
- **初診日にどの年金に加入しているか**が重要になります。初診日とは、**原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた日**です（診断を受けた日ではありません）。
- 障害年金について（支給額など）、詳しくは日本年金機構のウェブサイトをご覧ください。（http://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/shougainenkin/jukyu-yoken/20150401-01.html）
- 受給開始後には定期的に診断書を提出し、障害の状態に変化があった場合には障害等級が変更になる場合があります。等級の改定請求をすることもできます。

参考｜障害年金の障害の状態（障害等級）について　※障害者手帳の等級とは異なります。

等　　級	状　態　程　度
1　　級	日常生活が他人の助けを借りないとできない状態
2　　級	日常生活がかなり困難で、働くことができない状態
3　　級	日常生活に支障があり、労働にも制限が必要な状態

part 5

社会参加の場

本人・家族の思い

◆ 一日中家にいるようになった。
◆ 孤立感がある・・・
◆ なにかをしたい。
◆ 社会とつながりたい。
◆ 日中活動できる場がほしい。

若年性認知症の人が、発症により、仕事を退職したり、趣味などの活動をやめてしまうことで、**社会とのつながりが少なくなり、孤立してしまう**ことが大きな課題となっています。本人・家族が**社会とつながる場**は非常に大切です。できるだけ早くそういった場を見つけられるとよいでしょう。

若年性認知症本人・家族交流会「あゆみの会」

名古屋市認知症相談支援センターでは、月に1回、本人・家族の交流会「あゆみの会」を行っています。

日時	毎月第4土曜日13:30～15:30 ＊日時が変更になる場合もあります。詳しくは名古屋市認知症相談支援センターにお問合せください。
場所	・名古屋市総合社会福祉会館 7階 （北区清水四丁目17番1号　黒川駅1番出口） ・昭和区役所７階 （昭和区阿由知通三丁目19番地　御器所駅8番出口） ＊場所が変更になる場合もあります。詳しくは名古屋市認知症相談支援センターにお問合せください。
対象	初期の若年性認知症と診断された人とその家族
内容	本人同士・ご家族同士の交流、情報交換など
参加費	無料（企画によっては弁当代などの実費がかかることがあります）
申込み・問合せ	名古屋市認知症相談支援センター（☎052-734-7079）

Point

- 同じ立場の人同士が集まる場であるため、参加しやすく、**仲間と出会える場**です。
- 生活の工夫や社会資源の情報など、病院や相談機関では得られない**活きた情報が得られる場**です。
- 交流会参加をきっかけに、仲間同士の活動が広がったり、次ページから紹介するボランティア活動や日中活動の場所（就労継続支援事業所やデイサービスなど）につながった人もいます。
- 月に1回の定例会のほかに、有志メンバーを中心に、認知症当事者ネットワークなごや「トイプードルの会」（偶数月は第2水曜日、奇数月は第2火曜日）などの活動も行っています。

あゆみの会に参加して…

事例｜当事者同士の出会いと活動の広がり

【50代のAさん（女性）、調理関係】

Aさんは、着替えに時間がかかる、字が書けなくなる、といったことがあり、受診をしたところ、アルツハイマー型認知症と診断を受けました。調理関係の仕事をしていましたが、仕事上のミスもあり、同僚との関係も悪化してしまったことで、休職することになりました。

友人の紹介で**本人・家族交流会**（19ページ）に参加する中で、同年代で似た症状（服を着るのに時間がかかるなど）を持つBさんと出会いました。そこで**「自分だけじゃなかった」**と感じたAさんとBさんは意気投合し、日ごろのことや、どのようなサービスを利用したらよいかといったことも相談しあうようになりました。

また、認知症当事者の人の講演会に足を運び、感銘を受けたAさんは**「多くの人に認知症のことを知ってもらいたい」「正しい理解をしてほしい」**という思いを持ち、講演会や研修会などで自らの体験を発信する活動も始めました。そこで**「仲間と出会うこと、笑顔で過ごすことが大切」「周りの人は認知症を理解し、ちょっとしたサポートをしてほしい」**と訴えています。

＊プライバシー保護のため、内容は変更しています。

ご家族の座談会｜診断のときは、つらくてたくさん泣いたよね。

【それぞれ60代の夫と暮らすAさんとBさんのお話】

Aさん　診断された時は**頭が真っ白**になって、病院からどう帰ったのかおぼえてないくらい。
Bさん　どれだけ泣いたかわからないよね。
Aさん　**「なんでわたしなの？」**という思いもあるしね。夫も同じようにつらくてね。
Bさん　病院で相談支援センターを紹介されて、**相談できるところがある**っていうのは大きいよね。
Aさん　**交流会**で同じ立場で話せる人に出会えて、**お互い支え合っているね**。
Bさん　メールで励まし合ったりね（笑）
Aさん　そうそう（笑）**「あの人もがんばってるんだ」**と思えるの。
Bさん　つらいことはあるし、不安もあるけど、夫婦ふたりだけだった時に比べれば、全然違う。
もっと早く出会いたかったよ。

＊プライバシー保護のため、内容は変更しています。

日中に活動する場所

病気の進行を遅らせるためにも、定期的に外出し活動する場所をつくり、ご家族以外の人と交流したり生活にリズムをもたせることがとても大切です。**就労継続支援事業所（A型・B型）**などの**障害福祉サービス**や**認知症対応型通所介護**などの**介護保険サービス**の利用が考えられます。

【就労継続支援事業所（障害者総合支援法による障害福祉サービス）】

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。**雇用契約を結んで利用するA型**と、**雇用契約を結ばないで利用するB型**の2種類があります。

相 談 窓 口	各事業所、区役所福祉課、支所区民福祉課、障害者基幹相談支援センターなど
利 用 料 金	原則1割（世帯の所得によって上限あり）

Point

- 事業所によって作業や仕事の内容はさまざまです。見学や体験をして作業の内容や事業所の雰囲気がご本人の希望に合うかどうか確認しましょう。
- 就労継続支援事業所では、送迎を行っていない場合が多いので、事業所への行き帰りに不安がある場合には**移動支援事業**（22ページ）などを利用することができます。
- 事業所の情報については、上記の相談窓口にお問合せいただくか、区役所、保健センターで配布している**「障害者福祉のしおり（別冊）事業所等一覧」**をご覧ください。ウェルネットなごやウェブサイトでも事業所の検索ができます。
  （http://www.kaigowel.city.nagoya.jp/view/wel/top/）

【認知症対応型通所介護（介護保険サービス）】

年齢が若いことで、本人が高齢者の人が多いデイサービスになかなかなじめないイメージがあるかもしれません。認知症対応型通所介護事業所は、通常のデイサービスに比べて一日の利用者が少人数で、利用者ひとりあたりの職員配置が多いのが特徴です。本人のペースに合わせて、外出を多めにしたり、ボランティア活動などで、地域や社会での役割を作っていく工夫をしている事業所もあります。

相 談 窓 口	担当のケアマネジャー、いきいき支援センター（31ページ）、 区役所福祉課、支所区民福祉課
利 用 料 金	原則1割負担（負担軽減措置あり）

Point

- 利用にあたっては**要介護・要支援認定を受ける必要があります**（27ページ）。
- 事業所の情報は、お住まいの地域のいきいき支援センターにお問い合わせいただくか、NAGOYAかいごネットをご確認ください。
  （http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/）

趣味や習いごと、ボランティア活動など

これまで続けてきた趣味や習いごとを継続したり、再開することで、その仲間とつながることができます。またボランティア活動などに参加することで、**社会とのつながりを持つ**ことが大切です。若年性認知症の人は、仕事などを辞めたあとなど、ちょっとしたサポートがあればできることが多く、体力もあるので、積極的にそういった場に参加するようにしましょう。

Point

- 趣味や習い事、ボランティア活動などを長く続けるには、**周囲の人に病気を理解してもらうことが大切**です。活動を継続するための支援については、名古屋市認知症相談支援センター（☎052-734-7079）やいきいき支援センターに相談しましょう。
- 名古屋市認知症相談支援センターでは、あゆみの会（19ページ）を中心に、本人・家族のボランティア活動などを支援しています（20ページのインタビュー参照）。
- 本人がひとりで活動場所に行くことに不安がある場合や、活動に家族が付き添えない場合に利用できる制度としては**移動支援事業**（その他の外出）があります。

【移動支援事業（その他の外出）】

窓口	区役所福祉課、支所区民福祉課
利用料金	30分　250円～（個別利用）＊月額上限あり
利用できる時間	月36時間まで

移動支援事業について、詳しくはウェルネットなごやウェブサイトをご覧ください。
（http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/service/living/）

運転について

車を運転するには同時に複数の判断を必要とし、そこに運転動作を結びつけなくてはなりません。認知症になると、それまでには考えられなかった操作ミスなど、危険を伴う場合があります。

（若年性認知症支援ガイドブックより引用）

相談窓口	愛知県警察本部　運転免許試験場 安全運転相談室	☎052-801-3211　内線371

Point

- 運転者が認知症の場合、年齢に関係なく「公安委員会により『運転免許を取り消す』または『免許の効力を停止する』ことができる」と道路交通法では定められています。
- **本人が納得し、免許証を返納していただくことが望ましい**のですが、ご本人の思いやプライドもあると思いますので、十分な配慮の上、**主治医から話してもらう**こともひとつの方法です。
- 運転免許を自主返納すると「運転経歴証明書」（手数料がかかります）を申請することができます。運転経歴証明書は、銀行などで本人確認書類として使用できます。（窓口：運転免許試験場）
- 運転免許について、詳しくは愛知県警のウェブサイトをご覧ください。
（http://www.pref.aichi.jp/police/menkyo/tetsuzuki/tekiseishiken/shikenjou/byouki.html）

就労支援、経済的支援に関する事例

社会参加の継続、経済的支援

【60代のAさん（男性）、飲食店経営】

Aさんは妻とふたりで飲食店を経営していましたが、店で出す料理をうまく作ることが難しくなってきていました。妻がフォローをしていましたが、負担が非常に大きい状態でした。

本人・家族交流会（19ページ）に参加する中で、Aさんとの信頼関係を築くことができ、お話をうかがったところ、Aさん自身も妻の体調のことを心配していることがわかりました。お店のことやこれからのことについてAさん・妻と話し合いを行い、妻の負担も考え、**営業時間を短くする**ことになりました。また、営業時間を短くすることで収入が少なくなるため、**障害年金**（18ページ）の申請を行いました。また、病院と連携しながら**精神障害者保健福祉手帳**（14ページ）の取得を支援しました。

営業時間を短くしてできた時間には、Aさんの特技を活かして、**高齢者施設でコーヒーを淹れるボランティア活動**（22ページ）をしたり、要介護・要支援認定を経て、**デイサービス**にも通うことになりました。

その後、今後のお店について、Aさん・ご家族・ケアマネジャーと話し合いを行い、3か月後に閉店することになりました。

閉店時には交流会でおつかれさま会を行い、現在はデイサービスなどの介護保険サービス（27ページ）を利用しながら、**認知症カフェ**のマスターとしても活躍しています。

＊プライバシー保護のため、内容は変更しています。

ご本人インタビュー｜身体を動かすのって気持ちいいよ。家にいるよりずっといい。

【ボランティア活動に参加したAさんとBさん（ともに60代）】

Aさん　（保育園での草むしりボランティアを終えて）こんなに汗かいたのはひさしぶりだ（笑）
身体を動かすのって気持ちいいね。家にひとりでいると暇だし、このほうがずっといいよ。

Bさん　（高齢者施設の夏祭りでのボランティアを終えて）**交流会のみんなでできて本当に楽しかったよ！**

Aさん　（図書館の清掃ボランティアを終えて）図書館の人が**「ありがとう」って言ってくれたのがうれしかったなぁ。**

Bさんのご家族　（活動しているBさんを見て）**「まだまだできることがあるんだ」**って思えてうれしかったです。みんなでワイワイできて、楽しかった！

＊プライバシー保護のため、内容は変更しています。

社会参加に関する事例

社会参加の継続

【50代のAさん（女性）、主婦】

名古屋市認知症相談支援センターに、病院でアルツハイマー型認知症と診断されたとAさんの息子様より相談がありました。基本的な身の回りのことは自分でできていますが、料理や掃除などの家事の段取りがうまくできず、時間がかかるといったことがあるようでした。

Aさんや息子様にお話をうかがうと、**「発症したころから外に出る機会が少なくなってしまった」**とのことでした。Aさんは今後の生活を考えたときに、**「孫と遊んだり、趣味の歌を続けたい」「そのために体力を維持したい」**という希望がありました。そのため、**いきいき支援センター・ケアマネジャー**と連携し、要介護・要支援認定を経て、スポーツジム感覚で利用できるフィットネスデイサービスに通うことになりました。

現在はデイサービスに通いながら、趣味の歌のレッスンも継続されています（22ページ）。また、できるだけ自分で料理などの家事を継続していくため、介護保険のホームヘルパー（27ページ）による家事援助（声かけなど）を利用されています。

＊プライバシー保護のため、内容は変更しています。

就労支援、社会参加

【60代のAさん（男性）】

Aさんは、得意だった調理の段取りがうまくできなくなる、運転の仕人がわからなくなる、病院や自宅がわからなくなる、といったことがあり、受診したところ、アルツハイマー型認知症と診断されました。診断後いきいき支援センターに相談し、要介護・要支援認定を経て、**認知症対応型デイサービス**（20ページ）に通い始めました。デイサービスでは得意な調理を活かし、昼食の準備などの手伝いをしていました。

デイサービスに通い始めて1年が経過したころ、Aさんは「もっと本格的に仕事がしたい。できれば少しでも賃金がほしい」という思いを持ちました。そこで弁当や惣菜を作る**就労継続支援A型事業所**（21ページ）を見学し、働き始めることにしました。現在は認知症の進行予防に効果があるとされる食材を使った弁当などの商品開発にも意欲的に取り組んでいます。

また、当事者としての思いを、昔からの趣味である詩にして、認知症カフェや家族サロン、研修会などで朗読会を開催しています。Aさんは朗読会を通して**「認知症のことや認知症の人の気持ちを知ってほしい」**、前向きに活動をすることで**「（自らの）認知症の進行予防をしたい」**という思いを持って活動しています。

＊プライバシー保護のため、内容は変更しています。

日中の活動、地域とのつながりに関する事例

就労継続B型事業所の利用

【60代のAさん（男性）】

Aさんはサラリーマンでしたが、認知症と診断後に仕事を退職し、妻と自宅で過ごすことが多くなりました。退職後しばらく経ってから、夜間に**「仕事に行く」と言って準備をしたり、昔の同僚に仕事の電話をかけたりといったことがありました。**

医師のすすめで、要介護・要支援認定を経て、デイサービスを体験利用しましたが、「高齢の人が多く、行きづらい」と利用にはつながりませんでした。

本人・家族交流会（19ページ）に参加していく中で、Aさんのまじめで社交的な性格や**「仕事をしたい」**という思いがあることがわかりました。そこで障害のある人が通う**就労継続支援B型事業所**（21ページ）を紹介し、見学に同行しました。また、病院と連携し**精神障害者保健福祉手帳**（14ページ）の取得を支援しました。

体験利用を経て事業所に通い始めると、**仕事をすることで精神的に安定し**、夜間の言動はほとんどなくなりました。

＊プライバシー保護のため、内容は変更しています。

地域とのつながり、周囲のサポート

【60代のAさん（男性）】

Aさんは青果店で働いていた50代後半に認知症を発症し、仕事上のミスがあったことをきっかけに退職しました。認知症との診断を受けたショックと仕事を退職したことで、1年近く**自宅に引きこもってしまう生活が続きました。**妻といっしょに長年参加していた地域のバドミントンクラブも休みがちになってしまいました。

病院受診の際に高齢者の人がボランティアをしている姿をみて**「自分にも何かできないか」**という思いを持ったAさん、ある日近所の人が簡単なアルバイトを紹介してくれ、始めることにしました。最初は職場にも認知症のことを話せずにいましたが、**思い切って話してみると「続けてほしい」と言われました。**また休みがちだったバドミントンクラブの仲間にも認知症であることを打ちあけると、**「これまでと変わらずに来てほしい」**と言われました。アルバイトもバドミントンも**周囲のちょっとしたサポート**によって継続することができています（22ページ）。

他にも昔からの友人や親せき、近所の人、本人・家族交流会の仲間とともに、趣味や旅行、ボランティア活動などにも積極的に参加しています。また、講演会や研修会などで登壇し自らの体験談を語って、**「（当事者の人は）外に出てきてほしい」「周りの人に認知症であることを話すことでいろいろと助けてくれるので話してほしい」**と訴えています。

＊プライバシー保護のため、内容は変更しています。

part 6

状態の変化

本人・家族の思い

- ◆ 妄想やひとり歩きにどうやって対応すればいいの？
- ◆ 認知症以外の病気も心配なんだけどどこに相談すればいいの？
- ◆ 介護のことはどこで相談すればいいの？

行動・心理症状（ＢＰＳＤ）が出現することで、対応に悩む場合があったり、認知症以外の身体合併症の悪化が心配される場合もあります。

また、病気の進行によって、徐々に身体的な介護が必要になってきます。介護の工夫や介護保険サービスなどの介護についての情報も大切です。

行動・心理症状（ＢＰＳＤ）の出現

ひとり歩き（はいかい）や妄想、意欲低下（うつ）、怒りっぽくなるなどを認知症の**行動・心理症状（ＢＰＳＤ）**といいます。これらは認知症の中核症状である記憶障害や見当識障害、失語、失行などといった症状とは異なり、原因を探り対応の方法を工夫したり、服薬の調整によって改善することがあります。

Point

- 睡眠不足や発熱、便秘などの**体調不良**や**薬による副作用**が行動・心理症状（ＢＰＳＤ）の原因になっていることもあります。**かかりつけ医**に相談し、原因となっている体調不良を治療したり、薬の調整したりすることで改善することもあります。
- **本人との接し方**や、照明の明るさや周囲の音などの**環境面の工夫**で改善することもあります。行動・心理症状（ＢＰＳＤ）への対応の仕方については、**電話相談窓口**（7ページ）、**家族同士の情報交換の場**（12、19ページ）への相談が考えられます。介護保険制度を利用している場合には、**担当ケアマネジャー**や通っているデイサービスなどのサービス事業所に相談しましょう。
- 状況によっては、薬物治療を行う場合もあります。必要に応じてかかりつけ医から**認知症疾患医療センター**（8、9ページ）や**精神科病院**を紹介してもらい、受診することもあります。
- 認知症について正しく理解することが大切です。**認知症サポーター養成講座**を受講したり、いきいき支援センター（31ページ）が実施する**「認知症家族教室」**、認知症の人と家族の会が実施する**「家族支援プログラム」**（12ページ）などに参加しましょう。
- 認知症サポーター養成講座について、詳しくはいきいき支援センターにお問い合わせください。

認知症以外の身体合併症の悪化

認知症以外の身体合併症（糖尿病などの慢性疾患や転倒によるけがなど）の悪化が心配される場合には、まずは**かかりつけ医**に相談しましょう。必要に応じてかかりつけ医から、**総合病院**や**認知症疾患医療センター**（8、9ページ)を紹介してもらい、受診することもあります。

介護について

病気の進行とともに、入浴や排せつ、着替え、食事などの生活の場面で、見守りや声かけ、手伝いなどが必要になる場面が多くなります。

【介護が必要な場面の例】

入浴の場面	• シャワーやシャンプーの使い方がわからない。 • 入浴後に脱いだ服と新しい服の区別がつかない。
排せつの場面	• トイレットペーパーの使い人やトイレの流し方がわからない。 • トイレの場所がわからない。
その他の場面	• 自分で服を選ぶことがむずかしい。 • ボタンがうまくかけられないなど、自分で服を着ることがむずかしい。 • 歯ブラシの使い方がわからない。

Point

- 上記は、認知症が中等度まで進行した際の症状の一例です。介護の仕方や工夫などについて知りたい場合は、**診断後の相談先**（11ページ）での相談、**交流会等での情報交換**（12、19ページ）などが考えられます。
- 介護については、本人・家族だけで抱え込んでしまうと、お互いに心身の負担が大きくなります。周囲の人の手を借りることも大切です。**介護保険サービス**などの福祉サービスを利用しましょう。

【介護保険制度】

窓口	区役所福祉課、支所区民福祉課、 お住まいの地域のいきいき支援センター（31ページ）
利用できるサービス	訪問介護（ヘルパー）、訪問看護、訪問リハビリ、通所介護（デイサービス）、短期入所（ショートステイ）など
利用負担	原則1割負担（状況によって**高額介護サービス費制度**や**高額医療・高額介護合算制度**などの負担軽減措置があります）

Point

- **認知症と診断された人（40歳以上）は、介護保険サービスが利用できる場合があります。**
- 申請を検討する際は、お住まいの地域の**いきいき支援センター**(31ページ）に相談しましょう。申請についての相談や申請代行のほか、どのようなサービスの利用が考えられるか、近くにどのようなケアマネジャーや介護サービスの事業所があるのかといった情報提供を受けられます。
- 申請後に調査員が訪問し、**認定調査**が行われます。調査では、本人の状況などの聞き取りを行います。認知症の症状を正確に伝えるため、**あらかじめ普段の様子をメモにしておくなど、調査員にしっかりと伝えることが大切**です。
- 介護保険制度について、詳しくはNAGOYAかいごネットをご覧ください。
（http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/top/）

状態に応じて利用できる制度など

【障害者医療費助成】

保険診療による自己負担額（入院治療を含む）を名古屋市が助成する制度です。精神疾患以外の診療も対象となります。

申請窓口	区役所保険年金課、支所区民福祉課
手続き方法	窓口にて障害者手帳と健康保険証を持参して申し込んでください。対象の人には「障害者医療証」が発行され、申請した月の初日から有効となります。
内容	医療機関の窓口で、「障害者医療証」と健康保険証を一緒に提示すると、保険診療による自己負担額が助成されます。

- **精神障害者保健福祉手帳１・２級の交付を受けている人が対象**です。3級の人は対象になりませんのでご注意ください。
- 身体障害者手帳をお持ちの人は１～３級の人が対象となります。
- 障害者医療費助成制度について、詳しくは名古屋市公式ウェブサイトをご覧ください。
（http://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000008709.html）

【精神障害者保健福祉手帳の更新について】

精神障害者保健福祉手帳（14ページ）は、原則2年ごとの更新ですが、本人の状態によっては、その期間内であっても再申請が可能です。等級によって受けられるサービス等が異なりますので、本人の状況に変化があった場合には、再申請を検討してもよいでしょう。

- 再申請の際には医師の診断書が必要となります。検討の際は医師や病院の相談室で相談しましょう。

【特別障害者手当（3種）】

20 歳以上で、著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする障がいのある人に対して支給される手当です。

申請窓口	区役所福祉課、支所区民福祉課
支給額	月額30,450円（所得制限あり）※令和8年4月の情報です。

- 申請の際には医師の診断書が必要となりますので、まずは上記の窓口にて相談してください。
- 特別障害者手当について、詳しくはウェルネットなごやウェブサイトをご覧ください。
https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/shiori/teate/tokubetuteate.html

【住宅ローンや生命保険について】

高度障害状態になった時には、団体信用生命保険に加入している場合は、住宅ローンの残債が全額完済されたり、生命保険で死亡保険金と同額の保険金が受け取れる場合があります。ローン契約をした金融機関の担当者や加入している生命保険会社の担当課に相談しましょう。

- 経済的支援について、詳しくは若年性認知症コールセンターウェブサイトをご覧ください。
（http://y-ninchisyotel.net/support/keizai.html）

権利擁護について

判断力の低下などにより、金銭管理や財産管理、福祉サービスの利用契約など、本人の権利を守るために支援が必要な状況が出てくることも考えられます。そのような時に利用が考えられる制度としては以下のようなものがあります。

【日常生活自立支援事業】

認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が不十分な人を対象に、本人との契約に基づき、**福祉サービスの利用援助**や**日常的な金銭管理・財産保全などの支援**を行います。

相 談 窓 口	お住まいの地域のいきいき支援センター（31ページ）
実 施 機 関	名古屋市障害者・高齢者権利擁護センター

名古屋市障害者・高齢者権利擁護センターについて、詳しくは名古屋市公式ウェブサイトをご覧ください。（http://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000044519.html）

【成年後見制度（法定後見制度）】

認知症などにより判断能力が十分でない人は、自分ひとりで福祉サービスの契約を結んだり、預貯金や不動産などの財産を安全に管理することが難しい場合があります。成年後見制度は、こうした人の権利や財産を守るため、**家庭裁判所が選任した代理人（成年後見人など）**が、本人に代わって福祉サービスの契約などの行為や財産管理を行うことで、本人を支援・保護する制度です。

相 談 窓 口	お住まいの地域のいきいき支援センター（31ページ）、 名古屋市成年後見あんしんセンター（☎052-856-3939）

Point

- 法定後見制度の申立てには、申立書などの書類や、申立手数料などの費用が必要です。
- 成年後見制度や申立ての手続きの流れなどについて、詳しくは名古屋市成年後見あんしんセンターウェブサイトをご覧ください。（http://www.nagoya-seinenkouken.jp/）
- 判断能力が不十分になった時に希望する財産管理・身上監護の内容を、判断能力があるうちに信頼できる人に依頼する**任意後見制度**という制度もあります（手続きは、公証役場で公証人の立ち会いのもと行います）。

【本冊子で紹介している相談窓口一覧】

内容	窓口	電話番号	ページ
総合相談窓口	名古屋市認知症相談支援センター	052-734-7079	7
	いきいき支援センター	次ページ一覧参照	11
電話相談窓口	名古屋市認知症コールセンター	052-734-7089	11
	若年性認知症コールセンター	0800-100-2707	7
	愛知県認知症電話相談	0562-31-1911	11
認知症疾患医療センター	大隈病院	052-991-2128	8
	名鉄病院	052-551-2802	
	偕行会城西病院	052-485-3737	
	まつかげシニアホスピタル	052-352-4165	
	あいせい紀年病院	052-821-7703	
	もりやま総合心療病院	052-795-3560	
	相生山ほのぼのメモリークリニック	052-896-0088	
	藤が丘さくらなみきクリニック	052-769-1511	
	八事病院	052-832-2181	
家族支援窓口	認知症の人と家族の会愛知県支部	0562-33-7048	12

【本冊子で紹介している制度等と窓口一覧】

内容		制度など	手続き窓口・相談窓口	ページ
経済的な支援	医療費の負担軽減	自立支援医療（精神通院）	区役所福祉課、支所区民福祉課	13
		高額療養費制度	区役所保険年金課、支所区民福祉課	13
		障害者医療費助成	区役所保険年金課、支所区民福祉課	28
	収入面の支援	傷病手当金（健康保険）	協会けんぽ、健康保険組合 職場の労務管理部署など	16
		雇用保険	ハローワーク	17
		障害年金	区役所保険年金課、支所区民福祉課、 年金事務所	18
		特別障害者手当	区役所福祉課、支所区民福祉課	28
障害福祉	障害者手帳	精神障害者保健福祉手帳	区役所福祉課、支所区民福祉課	14
	就労支援等	障害者雇用制度 障害者就労支援	ハローワーク、 障害者就労等の相談支援機関、 愛知障害者職業センター	17、21
	社会参加支援	障害者総合支援法に基づくサービス 名古屋市地域活動支援事業	各事業所、区役所福祉課、支所区民福祉課、 障害者基幹相談支援センター	21
社会参加支援・介護について		介護保険制度	区役所福祉課、支所区民福祉課、 いきいき支援センター	21、27
権利擁護		成年後見制度	いきいき支援センター、 成年後見あんしんセンター	29
		日常生活自立支援事業 （金銭管理など）	いきいき支援センター、 障害者・高齢者権利擁護センター	

名古屋市公式ウェブサイト障害者基幹相談支援センター一覧（http://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000000661.html）

【いきいき支援センター（地域包括支援センター）一覧】

区	窓口	所在地	電話	FAX
千種	千種区東部	千種区桜ヶ丘11-1 ソフィアビル1階	781-8343	781-8346
	千種区西部	千種区西崎町2丁目4-1 千種区在宅サービスセンター内	763-1530	763-1547
東	東区	東区泉二丁目28-5 東区在宅サービスセンター内	932-8236	932-9311
北	北区東部	北区平安二丁目1-10 第5水光ビル2階	991-5432	991-3501
	北区西部	北区清水四丁目17-1 北区在宅サービスセンター内	915-7545	915-2641
西	西区北部	西区市場木町157 パークサイドなかしま1階	505-8343	505-8345
	西区南部	西区花の木二丁目18-1 西区在宅サービスセンター内	532-9079	532-9020
中村	中村区北部	中村区名楽町4丁目7-18 中村区在宅サービスセンター内	486-2133	486-2140
	中村区南部	中村区豊国通1丁目14	483-6866	483-6867
中	中区	中区上前津二丁目12-23 中区在宅サービスセンター内	331-9674	331-6001
昭和	昭和区東部	昭和区滝川町33 いりなかスクエア3階	861-9335	861-9336
	昭和区西部	昭和区御器所三丁目18-1 昭和区在宅サービスセンター内	884-5513	883-2231
瑞穂	瑞穂区東部	瑞穂区佐渡町3丁目18 瑞穂区在宅サービスセンター内	858-4008	842-8122
	瑞穂区西部	瑞穂区堀田通1丁目18 シティアーク1階	872-1705	872-1707
熱田	熱田区	熱田区神宮三丁目1-15 熱田区在宅サービスセンター内	671-3195	671-1155
中川	中川区東部	中川区八幡本通2丁目27 コーポ中野1階	354-8343	354-8341
	中川区西部	中川区小城町一丁目1-20 中川区在宅サービスセンター内	352-8258	353-5879
港	港区東部	港区港楽二丁目6-32 港区在宅サービスセンター内	651-0568	651-1167
	港区西部	港区寛政町6丁目40	381-3260	381-3261
南	南区北部	南区桜台一丁目1-25 桜ビル1階	811-9377	811-9387
	南区南部	南区前浜通3丁目10 南区在宅サービスセンター内	819-5050	819-1123
守山	守山区東部	守山区小幡南一丁目24-10 守山区在宅サービスセンター内	758-2013	758-2015
	守山区西部	守山区瀬古東二丁目411	758-5560	758-5582
緑	緑区北部	緑区鳴子町一丁目7-1 緑区在宅サービスセンター内	899-2002	891-7640
	緑区南部	緑区左京山3038	624-8343	624-8361
名東	名東区北部	名東区上社一丁目802 名東区在宅サービスセンター内	726-8777	726-8775
	名東区南部	名東区にじが丘二丁目7 アーバンラフレ虹ヶ丘西2号棟	720-6121	720-5400
天白	天白区東部	天白区原一丁目301 天白区在宅サービスセンター内	809-5555	385-8451
	天白区西部	天白区大坪二丁目604	839-3663	839-3665

各センターはそれぞれ担当地域が決まっています。担当地域等は、NAGOYAかいごネットで確認できます。
（http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/yobou/toiawase/）

名古屋市若年性認知症ハンドブック
「なごやの手帳」

問合せ先　名古屋市認知症相談支援センター
〒466-0027
名古屋市昭和区阿由知通3-19
昭和区役所6階
TEL 052-734-7079
FAX 052-734-7199
Mail n-renkei@nagoya-shakyo.or.jp

※名古屋市認知症相談支援センターは、名古屋市から委託を受けて名古屋市社会福祉協議会が運営しています。